

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 信託協会、生命保険協会「令和5年度税制改正に関する要望」を公表

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

信託協会、生命保険協会は、「令和5年度税制改正に関する要望」を公表しました。
（信託協会：2022年9月15日公表、生命保険協会：2022年9月16日公表）
公表された要望のうち、企業年金に関するものについて、ご案内いたします。

※信託協会HP「令和5年度税制改正に関する要望」

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202209/NR20220915.pdf>

※生命保険協会HP「令和5年度税制改正に関する要望」

https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/pdf/20220916_1.pdf

【信託協会「令和5年度税制改正に関する要望」】 企業年金関連部分のみ抜粋

■主要要望項目

- ・企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃（4、5ページ）
一企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。

■一般要望項目「企業年金信託等に関する税制措置」

- ・企業年金等の拠出段階における税制優遇措置を拡充すること。（20、21ページ）
一老後に受け取る年金額を十分確保できるよう、企業拠出の外枠での拠出を可能とすることや拠出限度額の引上げ等を行うこと。
一既存の非課税枠を有効的に活用できるようにするため、企業型および個人型の確

定拠出年金について、一定の限度額まで生涯にわたっての非課税枠の繰越しを可能とすること。等

- ・高齢期の所得の確保に資する体制の構築のための税制措置を講じること。(22、23ページ)
 - －各退職給付制度（退職一時金・確定給付企業年金・確定拠出年金・中小企業退職金共済）からの給付（死亡一時金含む）等を拠出し、給付時まで一括して管理し、年金として受取可能とする制度を構築すること。
 - －公的年金の支給開始年齢の柔軟化に伴い、支給を繰下げた場合の利便性を高める目的で、受給者の高齢化にあわせて、より公的年金等に係る雑所得の控除額を拡充する等の措置を講じること。
- ・企業年金信託の利便性向上等の観点より税制措置を講じること。(24～26ページ)
 - －確定拠出年金について、退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換を可能とすること。加えて、脱退一時金の支給要件を緩和すること。等

【生命保険協会「令和5年度税制改正に関する要望」】企業年金関連部分のみ抜粋

■重点要望項目

- ・公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること。(18、19ページ)

■その他の要望項目

- ・確定給付企業年金制度において、現行のとおり拠出限度額を設定しないこと。(20ページ)
- ・確定給付企業年金制度における中途引出し（脱退一時金）の在り方の検討にあたって、現行のとおり中途引出しを認めること。(21ページ)
- ・確定給付企業年金制度について、欧米における閉鎖型DBのバイアウト等のように、企業の年金支給義務を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること。(22ページ)

- ・企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること。（23ページ）

令和5年度税制改正については、今後、与党税制調査会で税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、政府税制改正大綱が閣議決定されるはこびとなります。

参考：2022年9月1日メルマガ「2023年度厚生労働省税制改正要望について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n336_nenkin_magazine_20220901.pdf

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部 団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本 - 年基 - 202209-170-0294-D